

石川県公報

平成28年6月21日

第12911号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○漁船損害補償法に基づく加入区指定の一部改正 (水産課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	7
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による加入区 の指定の廃止 (同)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	8
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を 求めるための事前届出 (同)	1	選挙管理委員会	
公 告		○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催する ことのできる公営施設の指定の報告	9
○入札公告 (危機対策課)	2	○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催する ことのできる公営施設の異動の報告	9
○利便施設に係る提案書の募集公告 (医療対策課)	3	○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催する ことのできる公営施設の指定の取消しの報告	10
○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告 (県立中央病院建設推進室)	5		

告 示

石川県告示第329号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第4項の規定により、漁船損害補償法に基づく加入区指定(昭和51年石川県告示第440号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

加入区の表中「甲」を「穴水東部」に、「鳳珠郡穴水町字甲」の次に「及び同町字前波」を加える。

石川県告示第330号

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による加入区の指定(昭和52年石川県告示第384号)は廃止し、公表の日から施行する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第331号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年6月21日から同年7月5日まで一般の縦覧に供する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
熊 野 恭 雄	鳳珠郡穴水町字甲子字125番地	穴水東部	行う。	石川県漁業協同組合穴水支所
池 田 秀 康	鳳珠郡穴水町字甲子字242番地			
松 尾 秀 晴	鳳珠郡穴水町字甲子字169番地			

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県自主防災組織リーダー育成事業委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成29年3月31日まで

(4) 研修実施数、実施日及び会場

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

受講者1人当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 特定非営利活動法人日本防災士機構から研修機関として認証を受けており、かつ、同機構の平成28年度防災士養成研修事業実施ガイドラインにおいて、地方公共団体の委託対象機関として指定されていること。

(6) 地方公共団体と、過去5年以内（平成23年4月1日から平成28年3月31日）に当該業務と同種の業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成28年7月20日（水）までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成28年7月26日（火）正午（郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成28年7月26日（火）午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この公告による入札に参加を希望する者は、2の(6)に係る事項を証明する書類を平成28年7月20日(水)までに石川県危機管理監室危機対策課防災グループに提出すること。

- (5) 契約書の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

利便施設に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の募集を実施する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 募集の概要

- (1) 応募の区分

次のア、イに分け、募集を行う。

ア 新石川県立中央病院に係る外来食堂、職員食堂、売店及び自動販売機事業

イ 新石川県立中央病院に係るカフェ事業

- (2) 事業内容

別途配布する「新石川県立中央病院出店事業者に関する仕様書」のとおり

- (3) 出店場所

新病院 金沢市鞍月東2丁目地内(現病院の敷地北側職員駐車場に建設中)

2 応募資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす事業者に限り、応募することができる。なお、複数の個人又は法人による共同提案のグループ応募を認める。ただし、使用許可申請については、代表となる者が行い、その者は共同提案者が行う事業について連帯責任を負うものとする。また、応募については、1事業者1応募とし、共同提案のグループ応募を行う場合は、当該グループの構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできない。

- (1) 事業実績のある者

次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 店舗等の運営を過去3年間以上継続して行っている者

イ 病床数が300床以上の病院で店舗等の運営を行っている者

- (2) 要件を満たす者

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 最近3年間において、食品衛生法(昭和22年法律第223号)に基づく行政処分を受けていないこと。

ウ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものでないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 出店事業の営業にあたり、関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。

ク 国税及び地方税を滞納していない者

ケ 石川県から指名停止措置等を受けていない者

3 実施要項等の配布

(1) 配布期間

平成28年6月21日（火）から同月27日（月）まで

(2) 配布方法

以下の石川県立中央病院ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ipch/>

4 参加方法

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、上記3の実施要項に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成28年6月27日（月）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局総務課経理係

5 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要項に定める質問書により提出すること。

(2) 提出期間

平成28年6月21日（火）から同月27日（月）午後5時までに、石川県立中央病院管理局総務課経理係（soumuka@ipch.jp）に電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

回答は、参加申込書の提出があった全事業者宛に平成28年7月1日（金）までにFAXまたは電子メールで行う。

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

提案書に必要な事項を記載して提出すること。

(2) 提出期限

平成28年7月8日（金）午後4時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局総務課経理係

7 その他

(1) 詳細は、新石川県立中央病院出店事業者公募型プロポーザル実施要項による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 出店事業者の選定にあたっては、石川県立中央病院利便施設出店事業者選定委員会において、提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた提案をした者を出店候補者として選定する。

8 問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局総務課経理係

電話番号 076-238-7857

電子メール soumuka@ipch.jp

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県立中央病院移転業務

(2) 業務内容

石川県立中央病院移転業務委託仕様書による。

(3) 履行期限

平成30年3月31日

(4) 業務場所

現病院 金沢市鞍月東2丁目1番地

新病院 金沢市鞍月東2丁目地内(現病院の敷地北側職員駐車場に建設中)

2 プロポーザルに参加する者に必要な要件に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成28年度石川県告示第182号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 参加申込書の提出期限の翌日からプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 平成23年度以降に、国内における一般病床が300床以上の病院の移転業務を受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 プロポーザルの手続きに関する事項

(1) 実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成28年6月21日(火)から同年7月5日(火)まで

イ 配布する方法

以下の石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryu/kentyu/index.html>

(2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成28年6月21日(火)から同年7月5日(火)午後5時までに、石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室(e150900a@pref.ishikawa.lg.jp)に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

以下の石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室ホームページに随時掲載する。

なお、掲載期間は質問を受け付けた日のおおむね1週間後から提案書提出期限までとする。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryu/kentyu/index.html>

4 参加の申込みに関する事項

(1) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成28年7月5日(火)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室

5 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成28年8月1日(月)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室

6 プロポーザルの採否に関する事項

プロポーザルの採否については、石川県立中央病院移転業務プロポーザル審査委員会において、参加申込書、提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた提案をした者を契約予定者として選定する。

7 契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された契約予定者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

8 その他

- (1) プロポーザル及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、プロポーザルに参加できない。
- (3) 詳細は、実施要領による。

9 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部県立中央病院建設推進室
電話番号 076-225-1459
電子メール e150900a@pref.ishikawa.lg.jp

10 Summary

- (1) Official in charge of awarding the contract
Masanori Tanimoto Governor of Ishikawa Prefecture
- (2) Contract subject matter
Full removal service for Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (3) Deadline for proposal application submissions
5:00pm July 5th 2016 (proposal to be submitted in person or by mail and received by 5:00pm July 5th 2016)
- (4) Deadline for other relevant documents for qualification sent by mail
5:00pm July 5th 2016
- (5) Deadline for proposal submissions
5:00pm August 1st 2016
- (6) Contact
Prefectural Central Hospital Construction Promotion Office Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1459
Mail e150900a@pref.ishikawa.lg.jp

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール小松

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地区内（仮換地）20街区1～8、10～156（保留地）180、181

小松市三田町5番1ほか37筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年2月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
45,723平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 3,065台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 314台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 543平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 246立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から翌午前1時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 11箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間(一部午前6時から午後10時まで)
- 7 届出年月日
平成28年6月13日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 9 届出等の縦覧期間
平成28年6月21日から同年10月21日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成28年10月21日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成28年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
金沢市農業協同組合
上坂 英善
金沢市松寺町末59番地1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
別 所 孝 則	金沢市長坂2丁目7-2	玄米、大麦、大豆
鈴 木 恵 理	金沢市長坂1丁目3-18-206	玄米、大麦、大豆
坂 野 弘 明	金沢市辰巳町口39	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能登わかば農業協同組合

氣戸 佐俊

七尾市矢田新町イ部6番地7

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
中 村 彰 治	鹿島郡中能登町能登部上若草8	玄米、大麦、大豆
森 博 文	七尾市白浜町37-3-1	玄米、大麦、大豆
浦 部 哲 治	七尾市古屋敷町レ部4番地2	玄米、大麦、大豆

(2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
中 島 史 貴	鹿島郡中能登町二宮ロー91	玄米、大麦、大豆

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定年月日
小 松 市	今江中央地区学習等供用施設	小松市今江町六丁目133番地	平成28年6月2日

石川県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動があった旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名		所 在 地	異動年月日
輪 島 市	新	輪島市自然休養村管理センター郷土芸能伝習室及び研修室	輪島市赤崎町ハ50番地	平成28年5月27日
	旧1	輪島市自然休養村管理センター郷土芸能伝習室		
	旧2	輪島市自然休養村管理センター研修室		
能 美 市	新	能美市大成町コミュニティセンター	能美市大成町リ110番地1	平成28年6月2日
	旧	大成町学習等供用施設	能美市大成町ヌ43番地	
能 美 市	新	吉原町学習等供用施設	能美市吉原町カ38番地1	平成28年6月2日
	旧		能美市吉原町138番地	
能 美 市	新	緑町団地集会所	能美市東任田町イ48番地	平成28年6月2日
	旧	緑町公民館	能美市東任田町イ52番地	
能 美 市	新	能美市辰口福祉会館交流ホール、別館研修室、別館多目的ホール	能美市辰口町ヌ10番地	平成28年6月2日
	旧	能美市辰口福祉会館大ホール、視聴覚室、別館研修室		
能 美 市	新	能美市宮竹コミュニティセンター体育館	能美市宮竹町ハ7番地1	平成28年6月2日
	旧	能美市宮竹体育館		
能 美 市	新	能美市久常コミュニティセンター体育館	能美市徳久町ニ5番地	平成28年6月2日
	旧	能美市久常体育館	能美市徳久町ニ27番地	
能 美 市	新	能美市松が岡コミュニティセンター	能美市松が岡5丁目34番地	平成28年6月2日
	旧	能美市弥生会館多目的室		
能 美 市	新	能美市和光台コミュニティセンター	能美市和光台三丁目110番地	平成28年6月2日
	旧	能美市虚空蔵会館多目的室		
能 美 市	新	能美市下開発地区コミュニティー施設	能美市下開発町エ23番地1	平成28年6月2日
	旧	下開発コミュニティ施設		

石川県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定取消年月日
小 松 市	木曽町集会場	小松市安宅町甲10番地	平成28年6月2日
輪 島 市	輪島市町野多目的集会施設和室	輪島市町野町粟蔵川原田22番地1	平成28年5月27日
能 美 市	仏大寺多目的集会施設	能美市仏大寺町10番地	平成28年6月2日
能 美 市	能美市辰口共同福祉施設多目的ホール	能美市辰口町ヌ10番地	平成28年6月2日
野々市市	野々市市青少年センター1階会議室	野々市市市吉町17番10号	平成26年4月1日
志 賀 町	領家町コミュニティセンター	羽咋郡志賀町富来領家町ナの30番地4	平成28年4月1日
志 賀 町	志賀町高浜体育館	羽咋郡志賀町高浜町マの14番地1	平成28年4月1日
中能登町	中能登町勵志館	鹿島郡中能登町能登部下93部1番地	平成28年6月2日